

# 写

19高 号 外

平成19年4月16日

地域包括支援センター  
指定居宅介護支援事業所 各位  
指定福祉用具貸与事業所

須賀川市長 相楽 新平

( 公 印 省 略 )

軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて（通知）

日頃より、介護保険をはじめ本市の保健福祉行政に対しまして特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成19年4月1日より軽度者に対する福祉用具貸与について例外給付の取扱いを改正する通知が厚生労働省からあり、須賀川市においても改正通知に沿って下記のとおり確認手続きを定めましたので取扱いに留意願います。

記

- |          |         |
|----------|---------|
| 1 改正要旨   | 別紙1のとおり |
| 2 確認方法   | 別紙2のとおり |
| 3 確認申請様式 | 別紙3のとおり |
| 4 その他    |         |

(1) 経過措置

軽度者の福祉用具貸与費の例外給付に係る確認の有効期間は、確認申請書を受領した日からとなりますが平成19年5月末日までに医師の所見等を取得し、サービス担当者会議を開催して確認申請書を提出し須賀川市が受領した場合は、有効期間の開始日を平成19年4月1日に遡及する経過措置を設けます。

(2) 要支援1・2の取扱い

地域包括支援センターから介護予防サービス計画作成の委託を受けている指定居宅介護支援事業所事業所については、当該指定居宅介護支援事業所事業所が確認申請書の提出を行います。

( 事務担当 須賀川市高齢福祉課介護保険係

0248-88-8112 内線237 )